

法曹養成制度改革顧問会議

第9回会議 議事録

第1 日 時 平成26年6月12日（木）自 午前 9時59分
至 午後 0時06分

第2 場 所 法務省第1会議室

第3 議 題

- 1 開会
- 2 推進室報告
- 3 法科大学院及び予備試験の在り方について
- 4 次回の予定、閉会

第4 出席者

顧 問 納谷廣美座長、阿部泰久顧問、有田知徳顧問、橋本副孝顧問、
山根香織顧問

発言者 文部科学省大臣官房中岡司審議官、高等教育局牛尾則文専門教育課長
法曹養成制度改革推進室 大塙亮太郎室長、松本裕副室長、岩井直幸参事官

○大場室長 それでは、予定の時刻となりましたので「法曹養成制度改革顧問会議」の第9回会議を始めさせていただきます。本日は、吉戒顧問は欠席ということで伺っております。

最初に、推進室から配布資料の確認をさせていただきます。

○松本副室長 本日お手元にお配りしております資料のうち、まず資料目録を付けておりますものにつきまして簡単に御説明申し上げます。

資料1は、阿部顧問におかれまして、経団連の常務理事に御就任されたことに伴いまして更新いたしました、顧問の方々の名簿でございます。

資料2以降は、これから説明に使います資料でございます。

さらに、この資料目録が付いている資料のほかに、山根顧問から意見書を提出していましたので、顧問の皆様の席上に別途配布させていただいております。

その他にも参考となる資料を席上に置かせていただいておりますところ、これらにつきましては後ほど推進室からの御説明等で使いたいと思っておりますので、ここでの御説明は割愛させていただきます。

あと、青色のファイルは従前どおり用意させていただいております。

以上でございます。

○大場室長 それでは、初めに推進室から幾つか御報告事項があります。

まず、6月5日に司法試験の短答式試験の結果が公表されましたので、これについて御報告いたします。

○松本副室長 御説明申し上げます。資料といたしましては、5ページの資料3を御覧ください。

本年の司法試験短答式試験の合格者数は、5,080人ございました。昨年は5,259人ございましたので、179人の減少となっております。

また、合格率は63.38%でございまして、昨年の68.72%と比較いたしますと、5.34ポイントのマイナスとなっているところでございます。

このうち、予備試験合格の資格に基づく受験者につきましては、一番下の○にござりますとおり、受験者数が244人、合格者数が243人となっておりまして、合格率は99.59%となっております。昨年は100%でございましたので、0.41ポイントのマイナスでございます。

なお、本年の予備試験の短答式試験の結果につきましては、本日午後4時に公表される予定と聞いております。

以上でございます。

○大場室長 それでは、次に資料2の「法曹養成制度改革の推進について〈進捗状況〉」を御覧ください。

その中の、左端の枠の下から二つ目の「司法試験」の欄を御覧ください。その中の一番上の、司法試験法改正に関する部分についてですが、これは受験回数制限の緩和と短答式

試験科目の限定を内容とする、司法試験法の一部を改正する法律案の関係ですが、本年5月28日の参議院本会議において可決されまして、成立いたしました。これまで御報告しましたとおり、本年10月1日に施行される予定となっておりまして、来年の司法試験から適用されることになります。

これに関連しまして、国会の審議状況について御報告いたします。

○松本副室長 それでは、御説明申し上げます。

司法試験法の一部を改正する法律案につきましては、5月14日に衆議院法務委員会において審議が行われた上、可決されましたことを前回の顧問会議で御報告いたしましたが、その衆議院法務委員会の議事録がお手元の配布資料の11ページの資料4-1でございます。

法案に関する御質問のほかに、法曹人口の在り方やその検討状況、予備試験の在り方やその検討状況、さらには、法科大学院の改革、法曹有資格者の活動領域など、様々な観点及び立場から法曹養成制度全般についての御議論が行われたところでございます。

その後、参議院法務委員会におきまして、5月22日に法曹養成制度全般に関する一般質疑が行われました。そして、5月27日には司法試験法の一部を改正する法律案についての審議が行われました。

そして、同じく5月27日に参議院法務委員会で法案が可決されましたが、その際の附帯決議が39ページの資料4-2でございます。

内容は4点ございます。

- 1 我が国における法曹養成制度については、法曹志願者の減少という危機的な状況にあるにもかかわらず抜本的な改革が進んでいないことを踏まえ、有為な人材が数多く法曹を志望するよう、直ちに必要な調査を実施して在るべき適切な法曹人口を把握した上、司法試験合格者数の削減等所要の方策を早急に検討し、速やかに実行すること。
- 2 司法試験の在り方について検討するに当たっては、法科大学院における教育及び司法修習との連携によるプロセスとしての法曹養成制度の理念を踏まえること。
- 3 予備試験制度創設の趣旨と現在の利用状況とがかい離している点に鑑み、本来の趣旨を踏まえて予備試験制度の在り方を早急に検討し、その結果に基づき所要の方策を講ずること。
- 4 法科大学院の入学者数の減少、法科大学院修了者の司法試験合格の率の低迷等、法科大学院の置かれている現状を直視し、法科大学院が所期の目的を十分に達成するため、その教育水準の改善に取り組んでいくこととなるよう、必要な対策を講ずること。

というものでございます。

なお、参議院法務委員会の議事録につきましては、まだ公表されておりませんので、次回に資料として提出させていただきますが、参議院におきましても衆議院法務委員会と同

様、法曹人口の在り方や予備試験制度の在り方、法科大学院の改革、法曹有資格者の活動領域など、様々な観点、様々なお立場からの御議論がなされているところでございます。

以上でございます。

○大塙室長 それでは、次に与党における議論状況などについて御報告いたします。

○松本副室長 御報告いたします。

まず、自民党の状況でございますが、自民党におかれましては、前回御報告しましたとおり、法科大学院と予備試験の在り方につきまして、文部科学部会法科大学院改革に関するプロジェクトチームにおいても議論がなされておりまして、また、司法制度調査会法曹養成制度小委員会においても、引き続き議論が行われる予定となっているところでございます。

続きまして、公明党の状況でございますが、法曹養成に関するプロジェクトチームによりまして「これから社会の要請に応える法曹の養成に関する提言」が6月5日付で取りまとめられ、法務大臣及び推進室宛てに提出されております。本日の会議資料とはしておりませんが、御参考という形で席上にその提言を配布させていただいております。

こちらの提言では、司法制度改革の理念と現在の社会情勢を踏まえ、主に司法アクセスの改善及び国際展開戦略の担い手という観点から、今後の法曹にどのような役割が求められるかということが指摘されました。司法アクセスの改善につきましては、法改正も含めた法テラスの総合法律支援の強化、国際展開戦略につきましては、法テラスの活用や日本弁護士連合会の取組でございます国際業務推進センターとの連携などについて、提言がなされております。また、法曹養成につきましても、法科大学院の段階から、このような新しい役割の担い手としての法曹を育成することが重要であるとの指摘もなされているところでございます。

また、公明党の法曹養成に関するプロジェクトチームにおかれましては、予備試験及び法科大学院の改革に関しましても引き続き議論が行われる予定と聞いております。

以上でございます。

○大塙室長 これまでの説明につきまして、何か御質問などはありますでしょうか。

有田顧問、お願いします。

○有田顧問 今日、予備試験の合格発表があるという話がありました。その予備試験の受験生の属性等について、なかなか最終的な結論が出なければ手に入らないということですが、もし手に入るようであれば、現時点でもれも検討資料としていただきたい。我々はこれから検討する資料の一つになり得るのではないかと思いますので、御配慮いただきたいなと思っている次第です。

○松本副室長 ありがとうございます。

予備試験の制度の在り方についての検討にとつては、有田顧問御指摘のデータ等も必要ではないかと我々も思っているところでございますので、その点につきましては、司法試験委員会の事務局を担当しております法務省人事課にお伝えして調整を図りたいと思いま

す。

○大塙室長 そのほか、何かありますか。

よろしいですか。

それでは、次に、推進室で進めております法曹人口の調査の進捗状況について御報告したいと思います。

岩井参事官、お願いします。

○岩井参事官 それでは、前回に引き続きまして、法曹に対する需要、ニーズに関するアンケート調査の進捗状況について御報告します。通し番号で43ページ、資料5を御覧ください。また、顧問の先生方のお手元には、法律相談者用の幾つかの調査票のうちの一つをサンプルとして置かせていただきましたので、適宜御参照ください。

まず、資料5の「目的」のところにありますとおり、今回のアンケート調査は法的ニーズの把握を目的とするものであります、「内容」という欄に書かせていただきましたとおり、調査の対象としては一般の方、企業関係者の方、それから、国・地方自治体というものを考えております。

一般の方に対しての調査ですが、この中では、まず法律問題を抱えていらっしゃる方々への調査として、法律相談に来られた方に対する調査というものを考えております。それから、法律問題を抱えているか否かにかかわらず一般の方に御意見をいただくということで、インターネット上のモニターの調査というものを考えております。

法律相談に来られた方の調査というものは既に開始しておりますとおり、全国約140か所の法律相談センターなどで調査票を配布する形で調査を行っております。配布数は2万を目標としておりまして、回収数は4,000を目標にしております。調査期間は、本年6月から7月の約2か月間を予定しております。

また、インターネット上の調査というのですが、これはまだ現在、詳細を検討しているところです。これはインターネット上の調査業者のサイトに登録しているモニターの方々から、性別や年齢などで偏りがないように対象の方を選別しまして、その方々にインターネット上で質問に答えていただくというものになります。回収は4,000を目標にしておりまして、それに至るまで回答を募るという形になります。調査期間はまだ未定ですが、本年6月末から7月初め頃の10日間強を考えております。

一般の方々への具体的な質問内容ですが、これまである既存のアンケート調査を参考にしまして、弁護士に解決を依頼したこと、依頼したい理由、依頼する際のためらいの有無、依頼したくない理由、依頼する際の考慮要素、あるいは今後依頼しやすくなるために必要なことはどういったことですかといったことを質問するようにしております。

こうした質問に加えまして、資料5の真ん中にありますとおり、今回の調査の特徴としまして、複数の事例や弁護士の報酬というものを想定した仮想のシナリオを用いた質問を用意しております。お手元の調査票では11ページ、12ページに当たるところになります。回答される方々には、特定のシナリオ、例えば交通事故の事案に関するシナリオを読

んでいただきいて、そこに示された弁護士報酬を前提に、問題解決を弁護士に依頼するかどうかという点を答えていただくというものになっております。

それから、資料5に戻りまして、左下にありますが、企業に対する法的なニーズに関する調査というのも予定しております。この調査につきましても、現在、実施の詳細を検討中なのですが、様々な規模の企業から対象を選別しまして、質問票を郵送する形で調査を行うことを考えております。配布数に関しましては、目標は8,000、回収数については、目標は1,000から1,500を目指しております。調査票の配布時期なのですが、前回、阿部顧問からお話をいただきましたところも踏まえまして、企業の株主総会などが集中する6月というのは避けまして、6月末から7月までの1か月間を予定しております。

最後に、資料の右下の国・地方自治体に関する法的ニーズの調査も予定しております。この調査についても、現在、検討中なのですが、中央官庁などの国の機関、あるいは人口規模に応じて考えた自治体を対象にして、郵送などによる調査を考えております。

企業や国・自治体の意識調査の内容としては、弁護士の利用機会がどのように変化しているか、弁護士を利用した業務や分野がどういったものがあるのか、社内弁護士等の採用状況や採用理由、あるいは今後、弁護士を利用する際に考慮する事情などを質問することを予定しております。

アンケート調査につきましては、調査の実施後、回答内容を集計しまして、秋には顧問の先生方に単純集計の結果などを御報告させていただければと思っております。

以上、簡単ですが、報告を終わります。

○大場室長 ただいまの説明につきまして、御質問等はございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、ありがとうございました。次の議題に入ります。法科大学院と予備試験の関係についてでありますけれども、この問題は相互に関連しますので、一括して法科大学院と予備試験の在り方についてということで御議論をお願いしたいと思っております。

まず、法科大学院の関係で、文部科学省から5月28日の中央教育審議会法科大学院特別委員会の御議論の状況や、前回、顧問から御質問のあった奨学金の関係等について御説明をお願いいたします。

それでは、文部科学省の中岡審議官と牛尾課長、お願いいいたします。

○牛尾専門教育課長 それでは、私から説明をさせていただきたいと思います。資料は通し番号の45ページからでございます。先月28日の中央教育審議会法科大学院特別委員会での議論の状況について簡単に御報告したいと思います。

まず、法科大学院教育と司法試験予備試験との関係について、お手元にお配りしておりますような、委員のこれまでの意見を整理したものをお示しする形で、更に議論を深めていただいている状況でございます。

具体的な御意見は、1枚めくっていただきまして、46ページを御覧いただければと思

います。

まず、基本的な考え方の整理としまして、法科大学院がプロセスとしての法曹養成の中核的な教育機関として機能するためには、法科大学院において教育の更なる向上に努める、あるいは組織の見直しを含めた抜本的な取組を進めることが急務であるという基本認識が示されております。

さらには、個々の法科大学院の取組だけではなくて、検討中の共通到達度確認試験の導入など、法科大学院全体としての大膽な改革にも取り組むということも示されております。

こうしたことを前提とした上で、司法制度改革の当初の理念に立ち返って、法科大学院と予備試験との関係について、制度創設時の経緯、それから、実際に運用され始めてからの現状の分析を踏まえて検討する必要があるのではないかというのが基本的な御認識でございます。

一つ飛ばしますけれども、予備試験の在り方については、制度的な対応による抜本的対応策と同時に、当面の予備試験の運用の見直しによる対応策、この両面を考える必要があるのではないかということでございます。

さらに、私どもとして三つ論点を示して、それについて御意見をいただいております。

まず、「（1）の、プロセス養成における予備試験の位置付けについて」でございますが、法科大学院は大学院レベルの正規の教育課程として位置付けられているところ、試験を通じて能力判定を行う予備試験との関係をどう考えるのかを検討する必要があるということ。

それから、予備試験の合格者数の増加は、これまで実績を挙げている法科大学院を中心に影響を与えることを念頭に置きつつ、当面の試験の在り方についても検討することが望ましいのではないか。

次に、「（2） 法科大学院教育と予備試験の内容等について」でございますけれども、法科大学院におきましては、司法試験で課されている科目以外にも幅広く学習していることとの関係で、予備試験の試験科目について検討していくことが望ましいのではないか。

あるいは、法科大学院を経由されている方は、学部教育を前提に、適性試験を受けて入学され、更に厳格な進級判定や修了認定を経ております一方で、予備試験では、基本的な法律科目を中心とした科目に関する試験による判定だけで「同等」とされていることについてどう考えるかということもあるのではないかということでございます。

次に、「（3） 法科大学院教育に与える影響について」で、予備試験の受験者・合格者数の中に、学部在学生や法科大学院在学生といった本来プロセス養成を経て法曹を目指すことが期待されている層が大きな割合を占めていることについて、教育に与える影響、あるいは予備試験の受験資格の在り方も含めて検討してはどうかということでございます。

こういったことを素材にしまして、更に議論が深められている状況でございます。次の会議でも更に御議論いただく予定になっております。

続きまして、いわゆる飛び入学を活用した法曹養成期間の短縮についても御議論をいた

だいでいるところでございます。次の49ページを御覧いただければと思います。

まず、現状でございますけれども、一番下のところにまとめてございます。これまでの10年間の累積の入学者が4万6,639人いらっしゃるわけですが、飛び入学あるいは早期入学で入られた方はそのうちの合わせて521人ということで、全体の1%ぐらいでございます。

その中でも、既修者コースに入られた方となりますと65人ということで、計算しますと全体の0.14%となりますので、極めて少ないということでございます。これには、私どもとして慎重な運用をお願いしてきたということもあるのではないかと思っております。

中央教育審議会の議論では、これまでの運用の実態を見ますと、この飛び級をされた方について、特段の問題があるということでもありませんし、しっかりした修了認定、あるいは司法試験合格実績も出されているということなので、より積極的にこれを活用することをまずは考えてはどうかということでございます。

次の50ページの「3.」のところに書いてございますけれども、飛び入学や早期卒業の活用、更にはそれの方が法学既修者として法科大学院に進学することについて、円滑な運用を積極的に促すということで議論がされているところでございます。

この方針につきましては、おおむね御異論なく、こういう方向でいいのではないかとなっている状況でございます。

ただ、1点付け加えさせていただきますと、次の51ページのなお書きのところでございます。今まで御紹介したところは現行制度を前提とした教育期間の短縮でございますが、更に学部2年修了時点をもって法科大学院への進学を認めることにつきましては、そもそも司法制度改革で狙っていた豊かな人間性、幅広い教養等をそういう場合にどう育てられるのか。あるいは大学制度全体とどう整合性をとるのかという観点がありますので、慎重に検討していく必要があるのではないかというのが今の議論の状況でございます。

53ページからその他の論点としまして、法律実務基礎教育と法科大学院における継続教育機関としての役割の充実についても、今、御議論いただいております。詳細の説明は省きますが、これらについて、ちょうど議論を始めたところでございまして、次回以降、更にその議論を深めていくことになろうかと考えております。

それから、口頭での御報告となりますと、いわゆる受験指導の扱いにつきましては、こちらで前回いただきました意見も踏まえた修正を施した上で御議論いただいておりまして、大きな方向性についてはほぼ固まりつつある状況でございます。まだ最終的には決まっておりませんが、きれいに整えましたら、またきちんと御報告させていただきたいと思っております。

次に、法科大学院生の経済的支援について御報告するようにという御指示がございましたので、資料を用意してございます。63ページを御覧いただければと思います。

まず、日本学生支援機構でやっております一般的な奨学金制度で、御案内のとおりでご

ざいますが、特に成績等優れた方については無利子の奨学金が用意されております。

家計基準は、本人あるいは配偶者の方の収入金額で判断しているところでございます。

貸与額は、月に5万円もしくは8.8万円から選ぶことができますが、実績としましては年間100万円借りられているというのが平均的な姿で、月に直せば8万円ちょっとというのが平均的な姿でございます。

それから、これは貸与制ではございますけれども、成績優秀者には返還免除という制度がございます。貸与終了者のうちの約3割がその対象になっておりまして、そのうちの3分の1は全額免除、残りの3分の2の方は半額免除ということですので、これらの方については実質的な給付型の奨学金になっているということでございます。平成24年度の実績では、法科大学院生につきまして530の方がこの対象になっております。

それから、返済についての一定の弾力的な取り扱いとしまして、卒業後の収入が300万円以下の場合には返還を猶予する制度がございまして、これは従来、5年までと限られておりましたが、今年度から10年間は返還猶予が受けられますので、修習中はもちろん、この対象になりますし、その後、就職がすぐ見つからないといった場合も返還は猶予されているという状態でございます。

無利子奨学金につきましては、平成24年度では3,190の方が借りられておりまして、全体の約4割の方ということでございます。

無利子に比べまして、基準等を若干緩やかにしているものとして有利子奨学金がございます。こちらにつきましては、月額5万円から22万円の範囲で選択ができます。このうち、19万円と22万円という月額は法科大学院生のみの貸与額となっております。実態としては年間160万円が平均的で、月に直せば13万円ちょっとということでございます。

こちらにつきましては、成績優秀者の返還免除制度はございませんが、返還猶予の制度が同じくございます。

実績としましては、1,550人ということで、2割弱でございます。

それから、有利子の方では入学時に入学金等で更にお金がかかりますので、そのときだけ特別に増額するという制度もございます。

以上の（1）、（2）いずれについても、貸与基準を満たす希望者全員にお貸しできているという状況でございます。

続いて2点目で、国としてもう一つ行っておりますものとして、授業料減免につきまして財政支援を大学にしているところでございます。

こちらは、大学全体に対する額と人数で恐縮でございますが、授業料免除についても昨今の経済状況等を鑑みて拡充を図っているところでございます。

下の人数で見ますと、この4年度に当たりまして、国立で約3割、私立で2割の人数の増を図っているところでございます。

3点目で、こうした国の制度に加えまして、各法科大学院で独自の様々な奨学金の充実

に努めていただいているところでございます。

まず、法科大学院生だけを対象に特別の、独自の経済的支援制度を設けていらっしゃる法科大学院が60校ございまして、平成25年度で調べておりますが、全73校のうちの約8割でこういうことをしていただいております。

そのうち、特に給付型を設けていただいているところが46校。それから、授業料減免という形で支援していただいている学校が21校。そのほか、無利子、有利子の貸与制をしていただいているところもございます。

それから、法科大学院生だけを対象としたものではなくて、在学生全般に利用可能な経済的支援を設けている法科大学院も54校ございます。7割ちょっとでございます。

この（A）、（B）のいずれかはやっているというのが72校で、どちらもやっていないというのは1校だけでございます。

更に具体的なイメージを持っていただくために、具体的な学校の例を65ページに付けてさせていただいております。国立1大学、私立4大学で、特徴的なもの、あるいは特徴的な内容を持っているところを御紹介させていただいております。

一番上の国立A大学につきましては、人数的には10名程度という少ない数でございますが、月額8万円ということですので、年間にすると100万円弱の額が給付されてございます。

その下の私立B大学は、かなり定員規模がある大学でございますが、まず入試の時点で優秀者の方20名については、授業料は全額免除になっている。それから、それ以外の在学生の方については、希望があれば全て40万円の給付は受けられるということでございます。さらに、特別な事情がある方には50万円給付する制度もあるということでございます。

次のC大学は、規模の小さい大学でございますが、いろいろなカテゴリーごとに30万円から100万円まで幅広い減免・給付のメニューがあるということでございます。また、貸与もやっているということでございます。

D大学も少し規模の大きな大学でございますが、入試の段階で選抜して給付をするものと、在学生について、一定の方について給付をするというものがございます。20名や150名など、こちらの大学でもかなり大規模に給付をしていただいていると思います。

最後のE大学は、規模は小さいのですが、特徴的な例ということで御紹介させていただきました。入試の成績等で奨学金を貸与する制度があるのですけれども、弁護士資格を取得されて、特に弁護士過疎地域に3年間就任した場合には返還免除するということで、地方の弁護士さんの充実ということに役立つような形での奨学金を出されている例もあるということでございます。

以上、少し長くなりましたが、御説明をさせていただきました。

○大塙室長 ありがとうございました。

ただいまの御説明について、何か御質問等はありますでしょうか。奨学金の関係でも。

納谷座長、お願ひします。

○納谷座長 よく調べてくださったので、また議論が進みましたらお願ひすることはあるかもしれません、ありがとうございました。

○大塙室長 よろしいですか。

ありがとうございました。

それでは、次に予備試験につきまして、推進室から御説明させていただきます。

最初に、前回御報告いたしました予備校に関する調査の続きといたしまして、伊藤塾におかれて受講生のアンケートを実施した結果を提供していただきましたので、その内容を御説明いたします。

○松本副室長 御報告申し上げます。

前回の顧問会議におきまして、当室からの質問に対する予備校の回答について御報告いたしましたが、伊藤塾におかれましては、受講生に対しまして、法曹を目指すことをちゅうちょする要因などに関しましてアンケート調査を実施していただき、その結果について御提供いただきましたので、その概要を御報告いたします。

配布資料の 67 ページ、資料 7-1 を御覧ください。こちらが伊藤塾が受講生に対して行ったアンケートの質問内容でございます。

回答につきましては、71 ページを御覧ください。まずアンケートの回答者は全て受講生本人となっておりまして、179 人から回答が得られております。

質問事項 1 は、回答者の属性についてでございます。在住都道府県といたしましては、東京都が 44.7%、神奈川県が 16.8% と、首都圏が中心となっておりますが、地方からも回答していただいております。

72 ページを御覧ください。回答者の職業といたしましては学生が最も多く、6割近くを占めおりますが、次いで会社員が 15.6%、無職が 6.1%、公務員が 5.6% となっております。

学歴の欄を御覧いただきますと、大学 1 年生から 4 年生までと大学卒の方が多くなっております、法科大学院生は 3 名のみとなっております。

質問事項 2 からは、具体的な質問に対する回答でございます。2 の質問は、現在の学習の目的について重視しているものの順番と理由などを教えてくださいというものでございますが、(1) にございますように、予備試験合格を 1 位とした人は 124 人、70% 近くとなっております。

その理由につきましては、75 ページの別紙を御覧ください。

予備試験合格を 1 位とする理由といたしましては、法科大学院からの司法試験合格率がよくないので、経済的観点からしても予備試験ルートで確実に司法試験に合格したいためというものもあれば、卒業後はすぐ働きたい。大学院に進学できる金銭的余裕はないとか、早く法曹として社会に出たい。あるいは社会人であり、家族もいるので、仕事をしながら司法試験合格を目指しているためとか、幼児がいる主婦であること、山間部に住んでいる

こと、経済的に困難であることから、法科大学院ルートは不可能といった理由など、様々な理由が挙げられております。

申し訳ありませんが、72ページにお戻りください。

こちらで、大学生で予備試験合格を最も重視している人の理由といたしましては、早く実務に就きたいが最も多く、34%程度を占めております。

法科大学院進学という選択肢がないとの回答は16.2%となっておりまして、その内容といたしましては、学費の面が困難が最も多くなっておりますが、進学したい法科大学院がない、あるいは進学したい法科大学院が通える範囲にないなどと回答している人も数名ずついらっしゃいます。

また、大学卒業後すぐに就職しないと不安という回答も9.5%あります。

これらの理由につきましても、別紙に詳細な記載がございますので、御参照ください。

大学生の思いといたしましては、親に負担をかけたくない、あるいは早く自立したいという思いがあることがうかがわれるのではないかと考えております。

続きまして、73ページの一番上でございますが、予備試験がなくても法曹を目指していたかとの質問に対しては「はい」が35.2%、「いいえ」が16.8%となっております。

続きまして「(2) 法科大学院合格」という欄を御覧ください。最も重視しているものの順番といたしまして、法科大学院合格を1位とした人は12.8%でございまして、2位及び3位がそれぞれ20%程度となっております。

法科大学院合格を1位とした理由につきましては80ページにございますが、まだ予備試験を受ける実力が伴っていないためという意見であったり、長期的に見れば、実務に出たときに生きる勉強ができる法科大学院の方が重要であると考えたという意見がございます。

さらに、同じ80ページの下の方から、大学生で法科大学院合格を1位とした人の予備試験に対する意識についての回答がございますところ、予備試験を模擬試験程度と位置付ける意見であったり、法科大学院に入ってから受験したいと考えている意見であったり、予備試験は受かりにくいと考えている意見などもございます。

次に、73ページに戻っていただきまして「(3) 司法試験合格」を御覧ください。重視しているものの順位といたしまして、司法試験合格を1位と回答した者は34名、19.0%でございまして、2位と回答した人が80名、44.7%と最も多くなっているところでございます。

次に、質問事項3の「法曹を目指したきっかけ」につきましては、82ページから88ページまでの多数の詳しい記載がございます。法曹に魅力を感じ、法曹になりたいという熱意の感じられる回答が多数ございます。

88ページの下の方から、質問事項④の「法曹を目指すことを決意するにあたっての悩みとその解消法」についての回答が記載されております。勉強しても合格の保証がないこ

と、合格せず路頭に迷うのではないかという不安、あるいは司法試験合格後に就職できるのかという不安、さらには、仕事をしながら勉強することの困難さ、あるいは経済的な問題などといった様々な悩みが挙げられておるところでございます。

73ページにお戻りいただきまして、5を御覧ください。弁護士の就職難などといったマイナスイメージの報道が法曹を目指すことをちゅうちょする要因となったかという質問に対し「なった」と回答した者が56名、31.3%。「ならなかつた」と回答した者が111名、62.0%となっております。

その要因を払拭できた理由などにつきましては、95ページ以降にございます。御参照ください。

最後に、現在の法曹養成制度に対する御意見などにつきましても、101ページ以降に記載がございますので、これも併せて御参照いただければと思います。

以上でございます。

○大場室長 次に、予備試験に関する推進室の現時点における考え方につきまして、前回、座長から御指摘いただいた点も含めまして、少しお時間を頂戴して説明させていただきます。

○松本副室長 御説明申し上げます。これまでの、現在の司法試験法の立法の経緯等も踏まえて御説明いたします。

まず、予備試験制度につきまして、そもそも制度設計の際の議論状況を再度整理して御説明いたします。配布資料の109ページ、資料8-1を御覧ください。

資料8-1の上のところに司法制度改革審議会意見書の抜粋をしておりますが、この審議会意見書におきましては、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも、法曹資格取得のための適切な道を確保すべきであるとされておりまして、続いて、法科大学院を中心とする新たな法曹養成制度の趣旨を損ねることのないように配慮しつつ、予備的な試験に合格すれば新司法試験の受験資格を認めるなどの方策を講じることが考えられるとされております。

その次の括弧書きにございますように、この場合には、実社会での経験などにより、法科大学院における教育に対置し得る資質・能力が備わっているかを適切に審査するような機会を設けることについても検討する必要があるともされております。

この審議会意見書を受けまして、その後、この下段に書いております、司法制度改革推進本部の法曹養成検討会におきまして具体的な制度設計に関する議論が行われました。その議論の詳細は別途、お手元に議事録をお配りしておりますので、適宜御参照いただければと思います。

この検討会におきまして議論を重ねた上で、意見の整理という形でまとめられましたものが、109ページの下段でございます、次の枠囲みにあるものでございます。

この二つ目のポツにございますように「予備試験については、例えば、『納税証明書』や『経歴書』を提出させて受験資格を認定すべきであるなどの意見が出されたものの、具

体的な受験資格の範囲の確定や実際の認定業務が困難であることなどから、予備試験の受験資格を制限する方法ではなく、予備試験の内容、方法等を工夫し、『法科大学院を中心とする新たな法曹養成制度の趣旨を損ねることのないよう配慮しつつ』制度設計を行うものとする」とされております。

次の110ページを御覧ください。法曹養成検討会と同時期に行われました、与党政策責任者会議法科大学院等に関するプロジェクトチームにおきまして、平成14年7月に取りまとめられました与党三党合意事項を中段に記載しております。当時の与党といいますのは、自民党、公明党、保守党でございます。

その内容は、司法試験及び予備試験については、試験制度としての公平性を堅持しつつ、法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成制度の理念にのっとった制度設計を行うこととした上で、一つ目のポツにございますように、予備試験には受験資格を設けないこととし、二つ目のポツで、予備試験は、プロセスとしての法曹養成制度を損なうものであってはならず、法科大学院修了者と同等の能力などを確認できる内容とすることなどとされているところでございます。

このような法曹養成検討会や与党の御議論を踏まえまして、現在の受験資格に制限のない予備試験制度を内容とする法案が国会に提出されたわけでございますが、110ページの下の枠囲いは、その国会の審議状況の抜粋でございます。

まず、衆議院の法務委員会における御議論でございますが、質問といたしまして、「なぜ予備試験の受験者に受験資格を設けなかったのか」という御質問に対しまして、当時の司法制度改革推進本部事務局長の山崎潮政府参考人からは、「法科大学院を経由しない事情につきましては受験者によって様々であるという答弁がなされております。その説明の上で、予備試験の受験資格を一定の事由のみに限定するということは非常に困難であり、また、場合によっては相当でないと考えられるというようなこともある。さらに、現行、つまり旧司法試験では、誰でも受験することができるという制度になっているというようなことも考慮し、提出法案になっている」ということを答弁しているところでございます。

また、「法科大学院ルートが原則であって予備試験ルートが例外であると考えているが、この認識が誤りであるかどうか。また、法科大学院ルートと予備試験ルートはおのおの対等だとする考え方についてどう考えているのか」との質問に対しましては、これも下線部にございますとおり、「法科大学院を中心的な教育機関と位置付けられることが求められてきているとした上で、予備試験につきましては、法科大学院の修了者と同等の学歴などを判定することを目的とする試験という位置付けをしており、法科大学院を中心的な教育機関とする新たな法曹養成制度の趣旨に沿った制度設計という位置付けをしている」という答弁がなされております。

続きまして、112ページを御覧ください。こちらには衆議院法務委員会における附帯決議を付けさせていただいておりますが、その4項を御覧ください。この4項では「新しい司法試験制度の実施に当たっては、法科大学院を中心とする法曹養成制度の理念を損ね

ることのないよう、司法試験予備試験の運用に努めるとともに、法科大学院における幅広く多様な教育との有機的な連携の確保に配慮すること」とされております。

113ページを御覧ください。113ページは参議院での審議の状況でございますが、こちらに質問として挙げさせていただいておりますように、「誰でも予備試験から行けるということになると、そちらのルートから行こうということに結果的になりかねないのでないか。予備試験の受験資格を厳密にしておくべきではないか。」との御質問に対しまして、政府参考人からは「法科大学院、これは司法試験に合格するためだけのものではないということでございます。この理念につきましては、もちろん理論的な基礎をきっちり学んでいただいて実務の導入部分も加えて教育をするわけでございますが、この科目を利用いたしまして、これから高度複雑化する社会、こういうものにどうやって専門性を持って対応できるかという部分も徹底して教えるという理念でできているわけでございます。したがいまして、自分の将来というものを長い目で見たときには、やはりきっちりした力とそれから人間の幅と倫理、こういうものを備えて出ていくということがいかに自分にとって大切なことは、私は賢明な受験生なら十分お分かりいただけるだろうと思います。また、そういう魅力あるものにしなければならない」という答弁がなされております。

さらに、受験資格につきましては、先ほどの衆議院の審議の際と同様に、一定の事由のみに限定することが極めて困難かつ相当でない旨の答弁がなされております。

114ページを御覧ください。114ページは、参議院法務委員会の附帯決議でございます。3項におきまして「司法試験予備試験の運用については、予備試験が経済的事情等の理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得の道を確保しようとするものであり、法科大学院が法曹養成制度の中核であるとの理念を損ねることのないよう十分配慮すること」とされております。

このような国会での御議論を経て成立いたしましたものが、現行の司法試験法及び連携法でございます。これは資料8-2、117ページを御覧ください。

資料8-2は司法試験法の抜粋でございますが、まず118ページの第4条を御覧ください。司法試験の受験資格につきましては、黄色でマーカーをしておりますように、第1項第1号におきまして法科大学院の課程を修了した者、第2号で司法試験予備試験に合格した者と規定しております。

そして、予備試験につきましては第5条を御覧ください。第5条におきまして、司法試験を受けようとする者が前条第1項第1号、つまり法科大学院の課程を修了した者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とするものとされておりまして、予備試験の受験資格については制限がなされておりません。

また、資料8-3、121ページを御覧ください。こちらはいわゆる連携法の規定でございますが、こちらにも黄色でマーカーをしておりますとおり、法科大学院を法曹養成のための中核的な教育機関として位置付けているところでございます。

続きまして、125ページからの資料8-4につきましては、前回までのこの顧問会議に提出いたしました資料の中から予備試験に関するデータのポイントとなる部分をまとめたものでございますので、内容の説明は省略させていただきますが、これからのお議論の参考にしていただければと思います。

また、資料が多くて申し訳ございませんが、顧問の皆様のお手元には、会議資料のつづりとは別に、第6回から第8回までの顧問会議資料の抜粋、平成25年予備試験の短答式及び論文式試験の問題、それに、司法制度改革推進本部の法曹養成検討会の議事録及び平成14年の司法試験法改正の際の国会の会議録を置かせていただいております。

次に127ページ、A3判、横の両面コピーのものでございますが、資料8-5を御覧ください。こちらは予備試験制度に関する意見につきまして、予備試験の現状に批判的な立場からの御意見と、それに対する再批判の立場からの御意見という形で大きく分けて整理をしたものでございます。

そして、裏面の128ページを御覧ください。これは前回の顧問会議におきまして、仮に予備試験の制度的な制約を行うとした場合に、考えられる対応方策として整理しておりました、A案、B案、C案のほかにD案を記載しております。

A案、B案、C案の概要及びその点についての検討事項等は前回御説明したところでございますが、簡単に御説明申し上げます。

A案は、予備試験の受験資格として資力要件・社会人経験要件を設けるという案でございます。ただ、これは具体的な案という形ではございません。これは御留意願いたいのは、資力要件の設定のしぐあい、あるいは社会人経験要件の設定のしぐあいによっては非常に幅広い案の可能性がございます。一つの考え方という位置付けの案でございます。

B案は、一定の年齢以上であることを予備試験の受験資格とする案でございます。こちらもあくまでも一定の年齢以上というくくりでございますので、22歳であったり、24歳であったり、26歳であったり、年齢の幅についていろいろと案の内容が変わってくるというものでございます。

さらにC案は、法科大学院生の受験を禁止するというものでございますが、これも予備試験が、本日御説明いたしました司法制度改革審議会意見書などにありますように、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者のための制度である以上、その受験資格をそのような者に限定して、法科大学院を経由している者、つまり法科大学院在学中の者については予備試験の受験を禁止するという案でございます。

さらに、前回は御説明しておりませんでしたが、D案という形で、予備試験の試験科目を見直すべきとの案を記載させていただいております。

D案の趣旨は、法科大学院におきましては、法律基本科目や法律実務基礎科目だけではなく、基礎法学、隣接科目や展開・先端科目を含め、標準として93単位分の幅広い学習が求められておりますところ、予備試験の試験科目は法律基本科目7科目と法律実務基礎

科目、一般教養科目のみであり、法科大学院教育とパラレルにすべきではないかという考え方でございます。

続きまして、129ページ、資料8-6を御覧ください。こちらは京都大学、慶應義塾大学、中央大学、東京大学、一橋大学、早稲田大学の6大学の法科大学院から、法曹養成制度改革推進会議宛てに提出されました「司法試験予備試験制度に関する緊急の提言」でございます。

131ページからが本文でございますが、まず1.及び2.の部分で、予備試験は本来、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも、法曹資格取得のための適切な道を確保する例外的な役割を果たすものであるにもかかわらず受験資格に制限が付されなかつたことから、受験者数及び合格者数が増加し続けており、合格者数に占める法科大学院生や学部学生の割合も増え続け、本来の制度趣旨に反する状況となっているなどといった問題状況の指摘がなされた上で、133ページを御覧ください。

133ページの下段の方で「3. 予備試験の在り方に関する提言」におきまして、次の3点が提言されております。

まず第1といたしまして、予備試験の試験科目及び出題内容・方法などについて、法科大学院修了者と同等の学識や能力などを判定するため、よりふさわしいものに見直すべきであるとされております。先ほどのD案のような考え方というふうに受けとめているところでございます。

続きまして、これは134ページの上から6~7行目になろうかと思いますが、予備試験の受験資格についての見直し、具体的には、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者に受験資格を限定する措置を検討すべきとされております。なお、こうした措置を講ずる場合には、法科大学院に進学する者の負担を軽減するための経済的支援や期間短縮など、法科大学院側の改善も必要であると指摘されているところでございます。

この点、ちょっと御留意いただきたいのは、こちらの御意見を、記載内容をそのまま見ますと、私が先ほど御説明いたしましたC案のようにも読み取れるかもわかりませんが、恐らくここで指摘されているのはC案ではないのではないかと思っているところでございます。恐らく御趣旨は、経済的事情の要件立てをして、実社会での十分な経験についての要件立てをして、更に「十分な経験を積んでいるなど」の「など」について要件立てをする、制限を考えておられるのではないかと思いますが、いずれにしても、記載内容からは明確ではなく、かつ推進室として、この内容について説明をまだ受けている状況ではございませんので、この点、また判明しましたら次回にでも御報告できればと思います。

その上で、3点目といたしまして、以上のような方策の導入につきましては、十分な検討期間を要し、また、法改正も必要となるところ、その間にも予備試験合格者数がこのまま増え続けていくとすれば、プロセスとしての法曹養成制度を瓦解させる危険すらあると

して、法科大学院の改善が成果を示されるようになるまでの間、予備試験の合格者数が更に拡大することのないよう運用されることが肝要であるとされております。

続きまして、現時点における推進室の考え方を御説明申し上げます。

推進室といたしましては、ただいま御説明しましたような予備試験の制度設計当時の議論状況、現状のデータの分析、各方面からの御意見なども踏まえまして、予備試験制度の在り方について検討してまいりました。

まず大前提といたしまして、本日御説明いたしました司法制度改革審議会意見書や国会の附帯決議などにもございますとおり、予備試験制度につきましては、法科大学院を中心とする法曹養成制度の理念を損ねることのないよう配慮されなければならないものであると考えております。

そのような観点から、大学生や法科大学院生が多数、予備試験を受験し、その合格者数も年々増加している現状につきましては、法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成制度の理念に沿わない状況となってきたとの指摘は重く受けとめる必要があると考えております。

次に、大学の4年次、法科大学院の1年次及び2年次で予備試験に合格する者が今後も著しく増加し続けるとしました場合には、法科大学院に行かず司法試験を受験し合格する者や、法科大学院在学中に司法試験に合格して中退する者が増加することになり、法科大学院制度にとって深刻な影響を及ぼすおそれがあるとの指摘が強くなされているところでございますが、この点は真摯に受けとめる必要があると考えております。

このような状況に対しましては、予備試験の受験資格について制約をし、今、述べたような人たちが予備試験を受験できないようにするということも考えられます。

しかし、具体的にどのような制約ができるのかと考えてみましたときには、先ほどの資料8-5、A3判のページに整理をいたしましたように、A、B、Cの案、それぞれについてメリット、デメリットがございます。特に現状の法科大学院の状況を前提にして考えました場合には、どの案をとりましても、現時点で直ちに予備試験の受験資格を制約することがかえって法曹志願者の減少や法科大学院離れを招いてしまわないのかとの懸念を払拭できないという問題がございます。

例えば、A案の経済的事情の要件につきまして、これも先ほど幅広の案だと申し上げましたが、仮に例えれば生活保護の受給資格に限るなどの厳しい要件を課した場合には、現在、予備試験の受験ができているほぼ全ての大学生や法科大学院生は予備試験を受験できなくなります。その結果、法曹志願者離れを招くおそれがある一方、要件を厳しくしなければ、ほとんどの大学生や法科大学院生が逆に予備試験をそのまま受験できこととなりまして、制約を設ける意義に疑問が生ずることとなってしまうのではないかと考えております。

また、社会経験の要件につきましても、現在、ここに何の縛りもありませんところ、例えれば法律に関する実務の経験に限定するような要件とする場合には、現在、予備試験を受験していることを特に問題視されていない社会人の方々につきましても予備試験を受験で

きなくなることになりますので、社会人の法曹志願者離れを促進してしまうおそれがあるのではないかと考えているところでございます。

続きまして、B案の年齢制限につきましても、例えば仮に24歳以下といった制限を設けるとしました場合には、学部生と法科大学院生の多くは予備試験を受験できなくなりますところ、これも繰り返しになりますが、このことが法曹志願者離れを促進してしまうのではないかというおそれがあるのではないかと考えているところでございます。

さらに、C案の法科大学院在学生の受験禁止につきましても、これも前回申し上げましたとおり、大学生が法科大学院入学か、予備試験ルートかの選択を迫られることになりますとして、かえって法科大学院の入学者が減少してしまうおそれが否定できないところがございます。

さらに、現在、制限なく予備試験を受験できている学部生や法科大学院生、社会人につきまして、その多くの者が司法試験受験のために法科大学院への進学や法科大学院の修了を必要とするような、極めて限定的な予備試験の受験資格要件の設定をするとしました場合には、現在、予備試験を受験している社会人の方々や法科大学院のない地域に居住する方々も予備試験を受験できることになります。

しかし、法曹の多様性の確保のためには、そのような人たちが何らかの方法で法科大学院に進学できるような体制が整っていなければならず、例えばインターネットを活用した通信制の授業の実施や夜間開講の充実などのほかに、例えば生活支援を含む奨学金制度の飛躍的充実や授業料免除制度の充実を行うなど、経済的支援もより抜本的に充実する必要があるのではないかと考えております。

また、この点につきましては、すなわち非常に厳しい受験資格の要件設定をするような場合には、更なる養成期間の短縮が必要であるという意見も出されているところでございます。

このような改革につきましては、現在、文部科学省におかれで進めておられる法科大学院改革の枠を超えておりますところ、このような抜本的な法科大学院制度の改革の検討とあわせての検討が必要であると考えているところでございます。

このようなことを考えますと、予備試験の受験資格を制限することにつきまして、現時点で、つまり、今すぐに何らかの制約をするという結論を出すことはなかなか難しいところでございます。引き続き、先ほど述べましたような法科大学院の抜本的な改革の在り方と併せて、司法試験合格率を含む法科大学院教育の改善状況や今後の予備試験合格者数の推移も踏まえつつ、引き続き慎重な検討を行っていくかなければならないのではないかと考えております。

また、法科大学院生について予備試験の受験を禁止する方策につきましては、いわゆるC案でございますが、法科大学院改革の結果、法科大学院修了者の司法試験合格率が向上するだけではなく、法科大学院を修了することの重要性やその意義につきまして、実態におきましても、その評価におきましても、高まったといえるような状態になった場合に、

その時点における必要性を踏まえて検討されるべきものではないかと考えているところでございます。

続きまして、予備試験の試験科目を見直すという案、先ほどの資料8－5のD案でございますが、これにつきましては予備試験ルートで司法試験に合格した者がまだ2年分しか出ておりません。これらの者につきまして、法曹としての質的な面での問題も指摘されていない現状におきましては、予備試験の試験科目の追加・変更が必要であるとする立法事実を確認することは、今の時点ではなかなか難しいところがあるのではないかと思われ、引き続き、予備試験合格者の状況を見ていくことが重要であると思われます。

また、現在、試行が予定されておりますところの共通到達度確認試験が本格実施された際の司法試験との連動の在り方や、法科大学院における展開・先端科目などの充実と、司法試験の選択科目廃止という議論とも連動する問題でございまして、法科大学院教育の改善状況と予備試験合格資格での司法試験合格者の状況を見ながら、司法試験及び予備試験の科目全体の在り方を引き続き検討していく必要があるのではないかと考えているところでございます。

現状におきましては、今年の司法試験及び予備試験の結果などを注視しつつ、引き続き検討を進めながら、まず、今すぐやるべきことといったしましては、法曹を目指す者が予備試験よりも法科大学院へ行こうと思うようなものにしていくために、現在進められております法科大学院の改善に向けた取組、特に養成期間の短縮など、負担軽減に向けた取組を進めていくとともに、それだけではなく、将来、法曹として幅広く活躍していくためには、法科大学院の教育を受けることが大事なのだということをしっかりと社会に認識してもらうために、法科大学院の意義や重要性について政府としての発信をしていくことが重要ではないかと考えているところでございます。

最後に、前回の顧問会議で顧問の皆様から御意見のありました、規制改革のための3か年計画の閣議決定についてでございます。

推進室といたしましては、繰り返しになりますが、法科大学院がプロセスとしての中核であるというところは大前提としておりますところ、法科大学院がプロセスとしての法曹養成の中核であることを当該閣議決定も当然の前提としている中で、予備試験の結果が法科大学院を中核とする法曹養成制度の理念を損ねることのないようにしなければならないとの観点からの顧問の皆様からの御意見や問題提起については重く受けとめる必要があると考えているところでございます。また、この点につきましては、本日及び次回の顧問会議でもいろいろと御意見を聞かせていただければと思っているところでございます。

以上でございます。

○大場室長 御質問等はいろいろあると思いますけれども、時間が押していることもありますて、座長の方で。

○納谷座長 質問の前に座長として、今の松本副室長の発言が、いいかどうかは別にして、いろいろ案に対してこういう形で考えているということは分かりました。

それと、この資料8－5にありますA案、B案、C案、D案と書いてありますけれども、それに対して反論等々、意見書がありますね。これは誰がまとめたものですか。

それと、今、松本副室長の言ったこととどういう具合に整合性があるのか。違うものなのか、同じものなのか。そこだけ明確にしてください。

○松本副室長 このA案、B案、C案、D案の反論等をまとめたのは推進室でございます。この間、顧問会議もそうでございますが、文部科学省、日本弁護士連合会等、あるいは自民党での議論等で、このような案についての問題意識が指摘されておりますので、そこを並列的に記載したものでございます。

これは、資料8－5の表の、予備試験制度の現状に対する批判と、その現状に対する批判への再批判につきましても同じものでございます。

○納谷座長 それで、結局、推進室から出てきた案を顧問会議で検討することになるのですけれども、今、松本副室長の発言したこと我々は議論するのか。それとも、資料8－5をベースにしてやるのか。そこだけは、今、出された立場としてどうお考えになっているかをまず明らかにしてください。

○松本副室長 ありがとうございます。

推進室の現時点での予備試験の制度的制約、受験資格の制限についての現時点での考え方というものは、先ほど御説明申し上げたところでございます。この考え方について顧問の方々からの御意見をいただくというものが、この予備試験の制度的制約に限らず、この法曹養成の改革についての顧問会議の位置付けであると認識しておりますので、その推進室の現時点での考え方についての御意見も賜りたいと思っておりますし、予備試験の受験資格制限、あるいは試験問題等の点につきましても、推進室の方向性にとらわれない、顧問の方々の御意見をいただければと思っているところでございます。

○納谷座長 念のためにもう一度聞きますけれども、ここで弾力的に意見交換をしますが、出てきた結論について、どの程度、組み入れる可能性があると言ったらおかしいのですが、覚悟があるのかということをお聞きしたいのです。

○松本副室長 これは顧問会議の当初の位置付け等で御説明をしたところでございますが、我々の推進室の立場といたしまして、ちょっと極端な言い方をして恐縮でございますが、推進室がAという方向を目指している中で、仮に顧問の方々からBという一致した御意見をいただいた場合にも、推進室としてはもちろん、そのBという問題意識について踏まえた上で、Aという選択をとることも可能性としては否定できないと考えております。

ただ、もちろん、それは極端な言い方でございますので、そういうことがないよう、推進室の考え方をしかるべきタイミングできちんと御説明をした上で、顧問の方々の問題意識も踏まえ、我々もまた顧問の方々の御意見等も踏まえて検討していきたいという状況でございます。

○納谷座長 分かりました。

○大塙室長 どういたしましょうか。これまでの推進室からの説明に対する質問という形

にしていきますか。

それでは、阿部顧問お願いします。

○阿部顧問 予備試験等について、与党の議論はどういう展開になっているのですか。

○松本副室長 御説明申し上げます。

今、非常に動いておりまして、対外的に御説明できるような、まとまった内容になっているかといいますと、そうではないと認識しております。まさに、明日と来週の火曜日に司法制度調査会が開かれる予定となっておりますし、文部科学部会の下のプロジェクトチームとも場合によっては合同でというような御意見もあるやに聞いております。そういう状況でございまして、中身が一定の方向でという状況であるとは認識しておりません。

公明党におかれましては、前回、法曹養成についての提言を出されておりますが、その後、予備試験の問題等について、別途、どのような形で対応されているのかという点もまだ我々としては正確な把握はできておりません。

○大場室長 阿部顧問、どうぞ。

○阿部顧問 自民党のある先生から、早ければ来週中にもある程度の方向で取りまとめたいというお話を伺っていたのですが、まだ取りまとめに至れるような状況ではないという御判断でしょうか。

○松本副室長 私の口から申し上げにくいのですけれども、そういうお考えの先生も確かにいらっしゃるのではないかと思いますが、これは予備試験だけではなくて、法科大学院教育等の改革の在り方とも連動するところで、先ほどの合同での開催等も検討されているところでございますので、直ちに現時点でどうなるというところは申し上げにくい状況でございます。

○阿部顧問 分かりました。ありがとうございます。

○大場室長 それでは、座長にお願いして、意見交換に進みたいと思います。

○納谷座長 今、法科大学院における教育と予備試験との関係を中心にいろいろ説明がなされましたし、こういうことを推進室としては考えているという提案もなされていますけれども、率直に皆さんの御意見をこれから聞いていきたいと思っております。今日が実質的に初めての日ですので、前回は案の概略だけの説明でしたから、各自、それぞれ御意見をいただきたいと思っております。

先ほど推進室から、山根顧問から文書が出されているという説明もありましたし、そういうことも踏まえて、もし山根顧問からお話があるのならしていただいて、それで順番に少しづつ、個々の顧問の先生方に御意見を聞いてまいりたいと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

○山根顧問 ありがとうございます。

前回の座長の御発言を受けまして、資料を、雑多なメモで恐縮ですけれども、作成をしました。配布していただきありがとうございます。

まず、それを見ていただければと思いますが、現在の法曹養成制度は、受験技術優先の

傾向が更に強まれば、法曹となるべき者の資質の確保に重大な影響があるという問題意識から始まっています。

新しい時代の法曹には、専門的資質や知識の蓄積のみならず、市民に真に寄り添うことのできる人間性や幅広い視野や経験、責任感、倫理観等々を備えることが望まれることから「点」のみによる選抜ではなくて「プロセス」による養成を行うこととして、その中核として法科大学院が創設されたと理解します。

市民としましては、法曹を目指す人が質の高い教育を受けて、また様々な経験を積んだことを糧として、その上で、社会で活躍することを望んでおります。十分な教育を受けた人が法曹となる制度とすることが求められていると思います。

そういった意味で、法科大学院における教育の質はとても重要でありますし、法科大学院の改革を、今、進めることができると急がれると思っています。

それと同時に、この間、受験者並びに合格者が増加している予備試験においても、やはり見直しは必要と考えます。「点」のみで選抜される予備試験ルートの拡大は、望まれた法曹養成の理念からは外れるものです。予備試験の合格者は、超難関試験を突破する優秀な頭脳を持っている方ではありますけれども、本来、法科大学院で学ぶべき法曹としての能力、あるいは様々な経験といったものを積むことができないままでありますし、多くの法曹志望者がこちらのルートを選択する状況が広がることには懸念があります。

もともと、予備試験は、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも、法曹資格取得のための適切な道を確保すべきという審議会意見書の提言を受けて制度化されたものでありますから「予備」という名の性格を維持して、その制度趣旨に沿うよう、制度を改める必要がやはりあると考えます。

対応として、まず受験資格の制限ということが考えられるわけで、それは一つの方法であります。推進室の指摘する内容についても、一つひとつ更に具体的に考えていく作業が必要ではないかと思います。例えば、資力要件については、本来は基本として法科大学院進学のための奨学金制度を充実させることが求められると思いますが、こうした要件を予備試験の受験資格制限として置くことを考へるのであれば、具体的な線引きを想定しつつ丁寧に検討していくべきであると思います。また、社会人経験要件を設ける案につきましても、一定の実務経験などが要件となっている他の制度も参考に、議論していくべきであると思います。

経済的要件で言えば、奨学金制度のところ、収入に関する要件の審査事項等々、どうなっているのかということをきちんと、もう少し知りたいですし、社会的要件ということです。弁護士法5条に社会的経験を考慮するルールがあるというふうに伺います。年齢制限のある国家試験でありますとか、他の資格試験における予備試験制度というものがどうなっているか等々、議論ができればと思います。以前、こういったところは十分に審議をし、難しいということにまとまっているという御説明もありますが、やはりここで資料を出していただいて、みんなで何か知恵を出すという作業が必要ではないかと思いま

す。そういう資料を示していただきたいと思います。

それから、予備試験は法科大学院修了者と同程度の能力を有するかどうかを判定することを目的とした資格試験とされていますので、現在の予備試験の科目や内容がそうした目的に照らして適切かといった観点からの検討もやはり必要だと思います。例えば、選択科目を増やす、口述試験をもっと充実させる工夫等を考えてみる必要があると思います。

こうした制度の改革を検討することはとても大事ですけれども、法改正や施行を待っていて、その間、何もしないでいては、更に予備試験の状況は望ましくないような事態となって、プロセスとしての法曹養成制度そのものが壊れてしまう危険性を感じます。

無理がかからないで、しかし、当面急ぐべき対応として、少なくとも予備試験の合格者が現在よりも増加しないようにすること、そして、できれば現在よりも減少させが必要ではないでしょうか。予備試験合格者の増加という現状が「予備試験の間口が広がっている」とか「合格しやすくなっている」という評判につながっていて、ますます予備試験に流れるという悪循環になっているのではないかと想像しています。少なくとも「予備試験ルートはこれ以上拡大しない」「あくまで本筋は法科大学院ルートである」ということを志望者たちにはっきりと見えるようにすることが必要ではないかと思います。今、法曹を志望している人たちが、制度の運用に対する不安等々に翻弄されるようなことがなく、自分の将来像を描きながら勉強を進めるためにそういうメッセージ等は求められると思います。

それから、予備試験の合格者数に関しましては、閣議決定が問題とされていますけれども、これは両方のルートからの司法試験合格率がどちらも7～8割となるという形でのことを言っているのであって、法科大学院修了者の司法試験合格率が3割を切っているという想定していなかった現状の中で、それに合わせて予備試験合格者を増加すべきというよう言っているものではないと考えます。したがって、法科大学院制度の改革が今後進んで、法科大学院修了生が7～8割程度合格できるようになるまでの当面の間は予備試験組の合格者の数を現状維持あるいは減少させるようなことが適当であると思います。

長くなりましたが、最後ですけれども、法曹養成制度は一つひとつの制度が関連し合っておりますから、改革は全体として考えて進めていくべきであると思います。予備試験制度の改革を進めると同時に、法科大学院制度の教育の質の向上と、先ほど出ております時間的・経済的コストへの配慮もとても重要であると思います。そして、地方とか夜間に開講している法科大学院の支援等々も早期に検討を進めて、最初に述べましたように、市民が全国で新しい時代の法曹に支えられる社会になっていくことを願っているということです。

以上です。ありがとうございました。

○納谷座長 この前、お願いした関係でペーパーをまとめていただいたので、まず山根顧問の方から先に意見を開陳していただきました。

橋本顧問の方から何かありましたら、どうぞ。

○橋本顧問 予備試験についてですが、現行の予備試験の問題点については、これまで顧問の皆様からもお話をありましたし、本日提出に係る資料にも書かれているとおりなのだろうと思います。

ただ、この問題点の中には、立法当時、既に一部の識者からは強い懸念が示されていたものの、初めての制度創設という、いわば非常な難産の中で、時間的なあるいは未経験の事実ゆえに資料的な制約などの様々な制約もあって、想定や見通しが甘く、掘り下げた検討や手当てなどが十分にできたとは言えなかつたものが顕在化しているものが、かなりあるように感じています。

ともあれ、現状の予備試験が本来の趣旨とは離れた、大きく異なった運用になっていることにつきましては、顧問の皆様の共通の理解ではないかと思います。

そして、予備試験による深刻な影響が、主として理念に沿った教育を行っている有力法科大学院に表れている現状を見ますと、問題は法科大学院側自身の改革努力という範疇を超えている面もあるように思われますので、法科大学院の大胆な改革と並行して、予備試験制度についても手直しを検討して、本当の意味での、法科大学院を中心とする法曹養成制度の健全な転換を目指すことが必要なのではないかと思っております。

その関係で、三つのことを申し上げたいと思います。

一つは、予備試験の受験資格制限のことですが、今日受けた御説明やこれまでの資料を見ますと、確かにA案、B案、C案、それぞれについて、なお検討すべき課題が存在し、現段階での收れんは難しい感じを持ちました。制度ができてしまってからの検討であることが議論を更に難しくしているように思いますが、これはこれから議論に際し我々も気を付けなければいけないことだと感じております。

先ほど説明がありましたので簡単に言いますと、A案は予備試験制度の本来の趣旨を要件化しようというものです。審議会意見書に最も忠実であり、ある意味で望ましい方向性であると私も思います。

ただ、経済的要件との関係で、学生をどう見るかという大きな問題があるのと、社会人要件に何を盛り込むかという要件等の問題もありますし、それらの制限によって、果たして目指した望ましい効果を生めるのか、生むためにはどうしたらいいのかという点は、まだ更に詰めた、丁寧な検討が必要なのではないかと思っております。

B案ですが、明快さと即効性の点に優れていますが、それだけに、波及効果といいますか、余波を含めて、そのような措置をとった場合に生ずるであろう弊害の有無、程度を見定める必要があるように思いますし、それらを補完する、もしくは緩和する施策等があるのか、ないのかも、やはり検討しておかなければならないという感じを受けました。

C案は、予備試験が法科大学院を経由しない者のために開かれた制度であることに適合的な要件ですので、ある意味で大変分かりやすいのですが、制限をした場合に実際的な効果がどうなるのかの見通しとか、学部生が受けられるということとの関係をどう見るのかということなどを含めて、やはりB案と同じような幅広い検討が必要なのだろうと思いま

す。

なお、この案は、後で申し上げますD案、科目の変更等の組合せも考えられる案ではないかとも思っております。

そういう意味で、問題の難しさを反映して、どの案をもってベストというところまで議論が成熟しているとまではいえないように思います。

ただ、逆に言いますと、法曹養成制度検討会議でも、この種の各論的な議論は行われておりませんから、公的な場でこの種の議論・検討が行われたのは多分、ここが初めてですので、まだ検討は始まったばかりというふうにも思います。

そして、この問題は、究極のところ、国や社会がどういう人を法曹として求めているのかに絡んでいますので、それだけに議論の対立は激しいのですけれども、きちんと腰を据えて議論をして、大方の合意を形成するための検討を継続していくことが重要だと思っています。

私としては、推進室の設置期限の7月をにらみながら、この問題に関する審議を継続して、何らかの合意の形成に向けて議論を深めていくべきではないかと思っているところでございます。

2番目は、閣議決定の件ですが、今のような検討を続けている間に状況がどんどん悪化していって、法科大学院制度の土台が失われていくという事態になることは避けるべきであろうと思います。それも含めて、受験制限等の検討とは別に、閣議決定については、その真に目的とするところを酌んだ適切な運用が求められているように思います。

現行の法科大学院の上位校の司法試験合格率は7～8割に達しております、今後は更にスリム化しながら教育力を高めて、大学院全体の司法試験合格率を上げていく方向にあるのですから、少なくとも低い方の法科大学院全体の現在の司法試験合格率に合わせて、予備試験合格者の司法試験合格率を現状から下げていく運用は国の政策として一貫せず、適切でもないと思います。予備試験の合格者数は、どちらかといえば、現状程度にとどめるくらいがいいのではないかと考えています。

3番目が、D案の件なのですが、長くなりますので、また後でということでも結構ですので、座長にお任せ申し上げます。

○納谷座長 それでは、もう大分迫ってきてるので、せっかくですから、有田顧問から。

○有田顧問 お時間が大分迫っていますので、私も簡略に申し上げたいと思います。

基本的には、今、橋本顧問がおっしゃったところと同じです。

前々回、一橋大学法科大学院と専修大学法科大学院に行ったわけですけれども、そこで私、ほとんど質問しなかったのですが、1点だけ質問させてもらったのです。その内容は、法科大学院の卒業生と、それから、予備試験合格者との違いをどういうふうに考えながら教育に当たっておられますかということを聞いたのです。

たまたま先日、議事録的なものが私のところに返ってきてまして、そのときのお答えが、「難しい問題ですけれども、司法試験合格より、その先の法曹像を見据えながら教育

を行っております。授業はかなり実践的な質問が多く、覚えることより考えることが多いのが特徴である」ということでした。ここに一つの一橋大学法科大学院の在り方というものがでている。それはまさに「点」の予備試験合格者との違いというものが出てきているかなと思いました。

更に言いますと、一橋大学法科大学院では、人間として「習う」ということを言っておられ、先ほど山根顧問がおっしゃった、人間として法律に従事する、適用する者として、どれだけ弱者やそういった人たちに寄り添ってやっていけるかという、そういうものの人間性を、あるいは倫理観であるとか、価値観であるとか、そういうものをどれだけ法科大学院で養成していくかということがやはり法科大学院の役目だとおっしゃったと理解しています。

私は皆さんと同じで、法科大学院というものが法曹教育の中核になるということは動かしたい、動かしてはいけないことであると思っております。その視点で見ますと、今、そうではない形の、あるいはその中核であるべきものを揺るがそうとするような状況が出ていることについては、前々から申し上げていますように、非常に懸念を持っております。

この懸念を払拭するためにはどうすればいいのかということでありまして、一つは前回にもお話がありましたように、例の閣議決定ですけれども、やはり前提問題が違ってきてるわけですから、これは違うのだということをきちんと前面に押し出した上で、適用場面ではないということを言うべきであろうと思っております。

それから、この問題が起きてきた現象面、実態面は、やはり法科大学院が本来、制度としてつくられた、その趣旨に沿った教育が十分行われていないことに私は原因があったのだろうと思います。そういう意味から、もう既に出ておりますので、今日もお話がありましたように、法科大学院改革をきちんとやっていただきたいと思います。

法的な規制の関係、受験制限をどうするのかというのは、私もいろいろ考えてはいるのですけれども、逆にこれはなかなか難しい問題が多々あると思っています。これは即座に効果が出る方法というものは薬になるのです。ですから、私はこの際、漢方薬的な問題の視点で考えていく。

しかしながら、そうはいってみても、体力が弱まり、病状が悪化していくのを見過ごすわけにはいきませんので、前からお話ししているように、運用の問題として、それをどのように考えていくのか。つまり、予備試験の試験問題を含めた運用問題をきちんとこちらからも発信していく必要があるのではないかなどと考えています。

橋本顧問がおっしゃったように、この問題は非常に大きな、重大な問題ですから、早急に制度問題をどうこうするというのはすぐに結論を出さないで、やはりじっくり検討していくべきであると思っております。

以上です。

○納谷座長 それでは、阿部顧問の方からお願いします。

○阿部顧問 最後になってしまって、各顧問のおっしゃっていることに尽きてしまうので、

私の言いたいことだけ簡潔に申し上げます。

先ほどの推進室の御説明はそのとおりだと思います。確かに、冷静に考えればそうなのかもしれません、ある意味での慎重な検討といいますか、逆に言いますと、悠長なことではもたないというのが6大学の緊急提言であると思います。ある意味では、このままで自分たちが壊れてしまうという悲鳴であると思うのです。それなりの書き方にはなっているのですけれども、この6大学、司法試験合格者の上位6校だと思いますが、自分たちはどうしてほしいのかというのをもうちょっと率直に聞いてあげる必要はあるかなと思うわけあります。

そういう意味では、緊急提言ではA案に近いような考え方を述べておられるかなと思うわけでありますけれども、実際、では、本当にどうすればいいのかという彼らなりの提案・提言が実はあるのではないかと思いますので、何らかの機会といいますか、早い時期にこの6大学の御意見を直接聞く機会をいただきたいと思います。

その上で、今回、またD案までできたのでありますけれども、実は私、従来はC案に近い考え方を持っておったのですが、東大の先生から、C案ですと、本当に司法試験に受かるような人は法科大学院に来なくなるという、かなり厳しい御指摘をいただきまして、C案は難しいのかなと思っております。

素直に、元に戻って考えてみると、もともと予備試験というものは、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者に機会を与えるという趣旨ですから、素直に考えると、法科大学院を経由しないかわりに何かやっていたという人がその対象かなと思うわけあります。最初から法科大学院には行かないという人ではなくて、法科大学院で2～3年学んでいるかわりに何かをやってきて、それが法科大学院の中身と同じような意味で対比できるものが予備試験の受験資格だと思いますので、そういう意味では社会人経験というものをもう少し詰めて考えてみるといいと思います。

あるいは行けなかった事情の中で、やはり経済的事情というものは、非常に判定が難しいというのはわかりますけれども、そうはいっても、今だって現に奨学金制度などはある程度は割り切って判定していますし、文部科学省にはすみませんが、そういったことをやっていますので、そのような割り切りは必要かなと思っています。

ともかく、何らかの形で予備試験に制約が必要であるということを早く発信しないと、法科大学院の改革は当然ですが、上方から崩れてくるという危機感はやはりあるのではないかと思います。

以上であります。

○納谷座長 どうしましょうか。先ほどのD案のところだけ。

○橋本顧問 D案について、少しお時間をいただければと思います。

よろしいですか。

○納谷座長 どうぞ。

○橋本顧問 D案についてですが、予備試験の科目や内容についても、改めて積極的に検討する必要があると思います。三つほど理由があります。

一つは、学生から、予備試験で問われるものがほぼ司法試験科目に限定されていることが、予備試験がポピュラーになる要因の一つであるということを耳にします。模擬試験として受けるというのも、試験科目の範囲が狭いことが関係しているようです。法科大学院生の場合は、幅広く、奥深く、10学んでもらうけれども、司法試験では、それを前提に、そのうちの一部の法律科目の更にその一部について試験で確かめるという立て付けとなっていますが、予備試験の場合は、司法試験と重なる勉強だけをすればよいので、無駄がなく受験しやすいし、勉強すればするほど司法試験に受かりやすいということにようです。

確かに、現在の予備試験の試験科目を見ますと、10学ぶことを合格の前提にしていません。前回、文部科学省から出た資料10-4、通し番号の156ページに学んでいる量の差が示されています。この表の白い部分が差になりますが、「同等の学識」等を有するというのには、非常に大きな差がある状態になっているというのが1点です。

2番目の理由は、立法当時の議論を見てみると、先ほど松本副室長のおっしゃったとおり、予備試験については、受験資格を制限する方法ではなくて、予備試験の内容や方法等を工夫して、法科大学院を中心とする新たな法曹養成制度の趣旨を損なわないように配慮しつつ制度設計を行うという方向で取りまとまつたということでした。そうしますと、もともと、その方向で改善を図るのは本筋の議論だと思われます。これが第2点です。

これらに対して、先ほどのペーパーを見ると、予備試験合格者の7割が司法試験に合格する実情からすると、今は適切な運用ではないかという反論が書かれていましたけれども、これは法科大学院生が履修すべき学習の一部を学習すれば足りるという負担の軽さに対する反論ではないように思いますし、なぜ7割合格できるかという点も考える必要があると思います。

また、予備試験合格は3~4%の狭き門だから負担は軽くないということも書いてありましたけれども、学ぶべき学識の幅広さの問題を、試験科目の中での深さの問題に置き換えていた面もあり、これも直接の反論ではないような感じが私はします。

3番目の理由は、外からどう見えるかという問題です。現状の予備試験科目が司法試験科目にほぼ特化している現状を見ますと、受験生なり外からは、国として、実は法曹になるには法律受験科目がよくできれば十分である、早期に若くして合格すればなおよい、そういうふうに捉えているかのような、ある種の誤ったメッセージが発せられている格好になっているのではないかという点が懸念されます。法曹養成の本道が何であるか、どういう人材を社会が求めているのかという発信が不明確になっているのではないかが気になります。競争率の高い予備試験を若くして通った合格者がエリートであるかのような言われ方を耳にしましたけれども、これもそれに深く関係している感じがします。その意味で、法曹養成の本道が何であるか、司法試験の受験資格に求められているものが何なのかを試験科目の上でもきちんと示す必要があるように思います。

その観点からしますと、予備試験でも法科大学院で行われている選択科目、先ほど述べました基礎法学・隣接科目、展開・先端科目を参考にして、選択科目の試験を複数課するとか、口述の内容をもっと充実させて厳格化するとか、法律実務基礎科目の内容を工夫するとかの方策、もしくはそれらを組み合わせることによって、学識の広さ等においても法科大学院生の期待するものにもう少し近付けて、きちんと幅広く習得していることを確かめる制度にする必要があるのではないかと思います。

これに対して、早期に合格する者はどのみち合格する、だから、そんなことはしなくてもいいのではないかという議論もあるのかもしれませんけれども、私はやはり学ぶというプロセスが大事であるという出発点は捨てるべきではないと思いますし、予備試験受験生にも幅広い学識を求めることによって、若い皆さんに法科大学院に誘導するというのでしょうか、きちんと学ぶ機会は大事であるということを、そういう契機を与えることも重要なことです。

最後に、運用上の工夫の点はともかく、試験科目を多く課する以外の方法はないのかとの点に一言。実務的には選択科目の試験を複数課する方法が簡明でしょうが、今後の検討アイデアの一つとしては、例えば放送大学のやり方などを利用して、無料若しくは低廉な費用で受けられる講座を設けて、履修をしてもらい、司法試験の受験前に単位を取ることを受験資格とする方法も考えられるのではないかと思います。そのようにできれば、法哲学、法社会学、法史学とか、更に外国法などの基礎法学や隣接科目等に見られる、共通のコアとなる部分が形成されていない学問や、範囲が膨大で、試験を前提とした場合には授業が必要になる科目にも対応が可能なように思います

そういう形で、授業を受けることになれば、ある意味で、奥深く、幅広く勉強できるわけですから、予備試験合格者に関しても、法科大学院と同等の学識を要求する趣旨に添うように思われますし、その過程で、今度は法科大学院できちんと学ぶのもいいなと思っていただければ、なお良いように思います。

そういう意味で、予備試験の形を少し変えて、両者の垣根をもう少し小さくする方向での検討も必要ではないか、そのような検討を早目にしていただければありがたいと思っております。

ちょっと長くなりました。失礼しました。

○納谷座長 座長としてお願いなのですが、後がもうありませんので、一応、今日の話を聞きまして、この規制改革推進のための3か年計画、平成21年3月31日閣議決定、このとき、のことについての言葉、均衡を持たせるべきという言葉があるけれども、今の実態はそのときと大分違うので、もう少し、のことについては扱い方を慎重にしていただきたいということで、その実態と違う部分を修復するためには、どういう方策をやるか、時間がちょっとかかると思うので、その間、運用その他で何か考えられるものはあるか。それをしていかなければならぬのではないかということでは、皆さん大体、認識的には一致しているのではないかなと思いますけれども、そういうことを一つ考えました。

もう一つは、やはり推進室の方で御検討いただいたように、いろいろな受験資格を設けるというのは法的な制約ですので、この法整備のための時間もかかりますし、中身についても相当時間がかかることも事実ですので、これはある意味、慎重にしていかなければ、先ほど橋本顧問だったかと思いますが、波及していく問題もいろいろ、それぞれの案についても予測している以上の事態が起きるかもしれませんし、ある程度、慎重に対応しなければならない部分もあるだろうと思います。

そういう意味で、ただ、それをじっくり待っていた状況では、これは言いにくいことですけれども、資料8-6の6大学の方から悲鳴みたいな文書が出てくること自体、もう事態がすごく切迫しているといいますか、危機的な状況になっていることも我々は認識して、先送りするのではなくて、それなりの何らかの結論を出せるように、やはり積極的に取り組んでいく必要があるのではないか。我々は来年7月までですから、それまでの間に一応の、何らかの結論を出していくような方向を見出していく努力はしていきたいと。こんなことを考えたらどうかなと思っております。

そういうことで、時間がないので、これから推進室の方といろいろ御相談して、次回までの間に、今、私が最終的に、十分ではないことは承知していますけれども、できればそういう形の文書をまとめさせていただいて、それで皆さんに議論させていただいて、今の各論的なことをどういう形で更に御意見を反映させるようにしたらいいのかということを考えてきたらしいのではないかと思っておりますので、そういうことで今日は閉じさせていただいて、吉戒顧問も今日は欠席ですので、彼は彼なりの意見もあると思いますので、それを加えていきたいと。今日の議論を踏まえて、吉戒顧問から文書を出してくれれば事前にお送りいたしますけれども、当日でも構いませんし、そういう意見も聞いた上で更に進めていきたいと思います。

多分、事態は非常に深刻な状況に、この6大学の文書の資料を読むと何となく感じところがありますけれども、そういうこともあります、他方で政府の方というのでしょうか、政党の方も動きが速いですから、どこでどういうぐあいに対応するかということも顧問会議としてきちんと意見を、ある程度、方向付けというのでしょうか、それを出しながら慎重な審議をしていきたいということも必要であることも認識しておりますので、もうしばらく、ちょっと私と推進室の方で相談させていただいて、今のようなペーパーでちょっと方向を、簡単なものですけれども、させていただいて、更にそれで議論を深めていくということでさせていただくことで御了解いただければ、今日はこのぐらいで閉じたいと思いますが、そんなことでいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(一同了承)

○納谷座長 推進室の方で、よろしいでしょうか。

○松本副室長 すみません、若干、私と室長からお願ひがございます。

私からは1点なのですが、今日も、例えば山根顧問のペーパーで、社会人についても制約をという、橋本顧問からも若干、それに沿った御指摘があったかと思うのですが、我々

が認識しておるところとしまして、今、社会人の方について、予備試験について何らかの制約を設ける必要があるという御指摘を予備試験の現状に基づいて受けたことがない中で、我々も学部生とか法科大学院生が多く受けていくという状況についての問題意識はあったのですけれども、社会人について仮に制約が必要とした場合には、どういう背景事情なのかということを次回にでも教えていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○納谷座長　社会人を制約するということではなく、社会人という言葉が趣旨説明で制度設計のときに言われていたから、それに沿うような要件を何か考えたらいかがかと言っているだけで、制限しようとしているようには聞こえなかったのですが、山根顧問違いますか。

○山根顧問　そういうことです。

○納谷座長　ですから、社会人の概念をもう少しコンクリートにして、こういう形のところでやれば趣旨に合うのではないかということをちょっと考えていただきたいということだと思うのですけれども、山根顧問の方から意見をいただくことにして、社会人というのは定義をするとき、私は大学の方でもすごく難しい。法科大学院を導入するときにも既にあった言葉ですけれども、非常に難しかったことは承知していますので、わかります。しかし、そういうことも垣根を設けないで、ともかくやれるかどうかを検討してみたいと。このように思っております。

どうぞ。

○大塙室長　いえ、どうぞ。更に別の話ですので。

○納谷座長　結局、推進室からいただいたのは、導入当時の議論がベースになっていますので、これは10年たっていますから、考える余地があるかどうかはもう少し弾力的に取り組めるように、結論を先に決めてしまうと、今ままでは非常に難しいものばかりが出てきてしまうので、それをクリアできるかどうかというのは少し議論しないと、法的制限をするか、しないかという議論は進まないと思うので、そこはこれから座長としては進め方を考えていきたいなど。このように思っております。

難しいことはよく承知しています。無駄なことはもう一回やっても意味がないということをわかりますけれども、少しそれは、せっかく出てきた案ですので、検討は更に深めていきたいと。このように思いますので、遠慮なく議論いただきたい。夏休み前にあと1回しかありませんが、これで足りなければ何回でも私は応じるつもりでおりますので、遠慮なくやっていただきたいと思います。

○大塙室長　あと2点ほどなのですけれども、顧問の皆様方から貴重な御意見を頂戴しまして、ありがとうございました。

私たちとしては、今日説明しましたように、司法制度改革推進本部の議論とか、あるいは当時の国会での議論などを御紹介した上で御説明したわけでありますけれども、確かに橋本先生が言われるように、立法当時からこういった懸念があったのではないかというのも全くそのとおりであります。

ただ、改めて、今日も御説明したところですけれども、当時の司法制度改革推進本部事務局長の山崎潮さんの説明のところで、資料でいきますと113ページになりましょうか、今日も松本副室長の方から紹介してもらったのですけれども、なぜ、こういった制度にするのかということについて、この政府参考人の説明部分の考え方というの今は結構当てはまるのではないかと思うのです。

つまり、法科大学院がこれだけのものになって、司法試験に合格するためだけのものではない。これから高度複雑化する社会、こういったものにどうやって専門性を持って対応できるか。そういうものを徹底して教えるという理念でできている。あと、下線部に詳細がありますけれども、将来の自分というものを長い目で見たときには、やはりきっちりとした力をつけてやっていただく。こういうことが言われているわけであります。

ですので、この考え方といいますのは、まさに当時、作るときにこういった考え方のもとに法科大学院と予備試験というものを作ったわけであります。この考え方といいうものは、やはり今でもそれは通用するのではないかというのは、感想めいたことではありますけれども、思っております。ただ、どこまでこういう今の事態が予測できたかというのはまた別の話ですが、この考え方といいうのはまだ通用するのではないかと思っておりました。

あと、これも橋本顧問のお話になるのですけれども、先ほど私どもからも、例えばインターネットを活用した通信制の授業といったものなんかも考えていいのではないかということも申し上げましたが、これは法科大学院の教育の話をしたのですが、誰でもがどこでも受けられるような環境整備というのも、これは大事な話であろうと思っております。

先ほど橋本顧問からは、ちょっと別の角度だったかもしれませんけれども、放送大学の話をされましたか、そういう視点といいうのは非常に大事なことではないかなと思っております。

○納谷座長 室長の御意見も非常に、法科大学院の理想といいますか、在り方も今なお、これは維持したいということは皆さん、多分、顧問の先生も共通だと思いますので、これを次の文書に入れられれば入れていきたいと思いますし、幾つかは相談して決めて、それである程度、こちらから発信していくような文書がもしでき上がればいいかなと思っておりますので、もし何かありましたら、推進室なり座長なりに送っていただければ、推進室へ送っていただくのが一番、それから私がいただきますけれども、ありがたいなと思っております。

それでよろしいでしょうか。今日は問題が非常に難しいところへ入ってしまって、将来どうするかということに及んでいくことでもありましたので、十分言い尽くせなかつたこともあります。山根顧問のように、最初に言った通り、あとは発言する機会がなくなってしまって申し訳ないと思いますので、それは次回、またお願ひすることにして、今日はこのぐらいで閉じたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(一同了承)

○納谷座長 ありがとうございました。

○大塙室長 どうもありがとうございました。

それでは、本日の御議論を受けまして、推進室といたしましても更に検討を進めていきたいと思っております。

最後に、今後の予定について御説明いたします。

○松本副室長 次回でございますが、6月27日金曜日の午後3時30分から午後5時半まで予定をいたしております。場所は本日と同じ、この会議室でございます。よろしくお願いいたします。

○大塙室長 それでは、これで終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。